

中分類39 — その他の製造業

總 説

この中分類は、主として他のいずれの中分類にも分類されない製品の製造に従事する事業所をいう。その主な事業所は、主として寶石、銀器、鍍金製品、楽器、玩具、運動、體育用品、ペン、鉛筆及びその他の事務及び藝術用品、釦、可塑物製品及びその他の各種小間物の製造に従事する事業所を含む。

小分類 細分類
番 號 番 號

391

寶石、銀器及び鍍金製品製造業

3911

寶石、及び貴金屬完成品製造業

主として寶石及び貴金屬細工品（寶石の有無を問わない）、及びその装身具、又は身廻品の製造に従事する事業所をいう。

その主なる製品は化粧箱、コンパクト、傘、及び杖の裝飾用品及びその他の寶石取付細工品等である。但し、主として貴金屬以外の金屬、その他の材料から造られた身廻用寶石細工品の製造加工に従事する事業所は細分類 3951 に分類される。

○化粧箱製造業（貴金屬製品）；コンパクト製造業（貴金屬製品）；寶石箱製造業（貴金屬製品）；シガレットケース製造業（貴金屬製品）；装身具製造業（貴金屬製品）
象眼品製造業（貴金屬製品）；賞杯製造業（貴金屬製品）

×装身具製造業（貴金屬以外のもの）

3912

寶石附屬品、及び材料加工業

主として寶石細工の完成品をつくるために部品（座金、針金、管等）の製造加工に従事する事業所をいう。

主として寶石細工業に従事する事業所は細分類3913に分類される。

3913

寶石細工業

ダイヤモンドその他の寶石の切斷研磨取付、眞珠の穿孔器具、工具、時計、クロノメーター等の寶石の取付け及び取付準備等、あらゆる型の寶石（模造品を含む）細工業に従事する事業所をいう。

3914

銀器及び鍍金製品製造業

主として銀器及び鍍金製品の製造に従事する事業所をいう。

その主なる製品は板金製品（ナイフ、フォーク、スプーンを含む）、宗教用具そ

中分類39—その他の製造業

の他類似の銀、洋銀製品及び金銀その他の金属の鍍金製品等である。

○食卓器製造業（貴金属及びメッキのもの）；宗教用具製造業（貴金属及びメッキのもの）；室内装飾品製造業（貴金属及びメッキ製）

392 楽器及びその部分品製造業

3921 ピアノ製造業

演奏用の附属品のあるなしにかかわらず、主としてピアノの完成品の製造に従事する事業所をいう。

3922 オルガン製造業

パイプオルガン、リードオルガン、電気オルガン等主としてオルガンの製造に従事する事業所をいう。

3923 ピアノ、オルガン部分品及びその材料製造業

主としてピアノ及びオルガンの部分品及び材料の製造に従事する事業所をいう。

3929 他に分類されない楽器及びその部分品及び材料製造業

主としてあらゆる種類の楽器（ピアノ、オルガンを除く）及びその部分品及び材料の製造に従事する事業所をいう。

○楽器製造業（ピアノ、オルガン以外のもの）；楽器部分品製造業（ピアノ、オルガン以外のもの）

393 玩具、スポーツ及び体育用品製造業

3931 娯楽用品及び玩具製造業（人形、児童乗物を除く）

主として大人、子供用の室内娯楽用具及び機械的、非機械的の玩具の製造に従事する事業所をいう。

その主なる製品は囲碁、将棋、カルタ、トランプ、双六、智恵輪等の室内娯楽用品及び玩具の家具、車輛類等である。

○娯楽用品製造業；玩具製造業（人形；児童乗物以外のもの）；囲碁用品製造業；将棋用品製造業；かるた類製造業；新案玩具製造業

3932 人形製造業

主として人形及び人形の部品、衣服、人形に附属する諸道具の製造に従事する事業所をいう。

○マネキン人形製造業；人形マスク製造業；人形附属品製造業

3933 児童乗物製造業

主として車輛及びその他の児童用屋外車輛及び乗物の製造に従事する事業所をいう。

○乳母車製造業；自轉車製造業（児童用のもの）

中分類39—その他の製造業

3939 他に分類されないスポーツ及び體育用具製造業

主として他に分類されないスポーツ及び體育用品の製造に従事する事業所をいう。

主な製品はゴルフ、テニス、ベースボール、フットボール、バスケットボールボクシング、スケート、玉突等の用具備品及び運動場、體育館備品等である。

但し、運動用衣服類の製造に従事する事業所は中分類23に含まれ、靴は使用材料に従つて中分類23, 30, 31に分類される。

○スポーツ用品製造業(衣服及び靴を除く); 運動具製造業(衣服及び靴を除く); 玉突臺, 玉突用品製造業; 體育設備製造業; 飛臺, ロク木等); 釣竿製造業; 釣針製造業

×運動衣製造業; 運動靴製造業

394

ペン、ペンシル及びその他の事務、畫家用品製造業

3941 ペン、シャープペンシル、ペン先製造業

主として万年筆、シャープペンシル、ペン軸、ペン先等及びその部分品の製造に従事する事業所をいう。

○ペン先、ペン軸製造業; シャープペンシル製造業; 万年筆製造業; ボールペン製造業

3942 鉛筆及びクレヨン製造業

主として鉛筆及びクレヨンの製造に従事する事業所をいう。

○鉛筆製造業; クレヨン製造業; 鉛筆芯製造業

3943 手押スタンプ型板及び焼印製造業

主としてゴム及び金屬で手押スタンプ、極印、墨印、鋼の活字、及び圖形、塗裝及びマーク用の型板、焼印等の製造に従事する事業所をいう。

○手押スタンプ製造業; 焼印製造業; 塗裝板製造業

3944 畫家用品製造業

主として筆、描畫テーブル、畫板、パレット、スケッチボックス、縮圖器、畫家用繪具及び蠟、描畫用インク及び下圖材料、燒畫用品等の畫家用品の製造に従事する事業所をいう。

製圖用機械器具の製造に従事する事業所は中分類38に分類される。

○油繪具製造業; パステル製造業; 畫家用筆製造業; パレット製造業; スケッチボックス製造業; カンバス製造業(畫家用のもの)

×製圖用機械器具製造業

3945 カーボン紙及びインクリボン製造業

主としてタイプライター用カーボンペーパー、アルコールやゼラチンで加工し

中分類3C—その他の製造業

た謄寫板原紙、計算器及び筆記用インクリボン等の製造に従事する事業所をいう。

○インクリボン製造業；謄寫板原紙製造業；カーボン紙製造業

395

衣裳用寶石細工、新型装身具、ボタン及び各種新案品（貴金屬を除く）製造業

3951 裳用寶石細工及び新型装身具製造業

貴金屬及び寶石、模造寶石以外の材料から衣裳用寶石細工及び新型装身具の製造に従事する事業所をいう。

○装身具製造業（貴金屬、寶石、模造寶石以外のもの）、プラスチック装身具製造業

3952 羽毛及び羽毛飾、及び造花製造業

材料のいかんを問はず（但し、ガラス製は細分類3214）造花、造果、葉飾、及び主に鳥類の羽毛から造られた羽毛及び羽毛飾の製造に従事する事業所をいう。

羽毛の調整、染色等を業とする事業所も本分類に含まれる。

○造花製造業；模造食品製造業（ガラス製を除く）；羽根飾製造業；羽毛染色業

3953 ボタン製造業

貴金屬及び寶石、模造寶石以外の材料から造られたボタン及びボタンの部分品、ボタン鑄型等の製造に従事する事業所をいう。

○ボタン製造業（貴金屬、寶石、模造寶石以外のもの）

3954 針、ピン、ホック及びホック止、スナップ及びこれに関連する新案品製造業

主としてミシン針、平縫針、ピン、ホック、ホック止、スナップ等の製造に従事する事業所をいう。

○針製造業；ミシン針製造業；ホック製造業；スナップ製造業

396

他に分類されない可塑物製品製造業

3961 他に分類されない可塑物製品製造業

主として可塑物二次製品、又は他に分類されない可塑物完成品の製造に従事する事業所をいう。主として可塑物一次製品（板、棒、管、粒粉末）の製造に従事する事業所は中分類28—化學工業に分類される。

○不破ガラス製造業；代用ガラス製造業

898

その他の製造業

3981 箒及びブラシ製造業

家庭用、工業用、その他あらゆる種類の箒及びブラシの製造に従事する事業所をいう。

主な製品は家庭用箒及びブラシ、工業用ブラシ、歯ブラシ、化粧用ブラシ等である。

○ブラシ製造業；竹箒製造業；草箒製造業；くまで製造業；ささら製造業。

3982 コルク製品製造業

中分類39—その他の製造業

主としてコルク製品の製造に従事する事業所をいう。

主な製品は瓶の栓、絶縁用品、タイル等である。

○コルク栓製造業；コルクタイル製造業

3983 マツチ製造業

使用材料のいかんを問わず、マツチの製造に従事する事業所をいう。

8984 花火製造業

あらゆる種類の花火（信號用、閃光弾、鐵道信號用）の製造に従事する事業所をいう。

3985 寶石箱及び小物箱製造業

主として貴金屬、メッキ製品以外の寶石箱、小物箱、眼鏡ケース、挿入れ、その他小間物箱の製造に従事する事業所をいう。但し、皮革製のものは中分類31—皮革及び皮革製品製造業に、貴金屬製のものは小分類391に分類される。

○小物箱製造業（貴金屬、メッキ製品、皮革製以外のもの）；眼鏡ケース製造業（皮革製を除く）；挿入れ製造業（皮革製を除く）。

×小物箱製造業（貴金屬製のもの）；眼鏡ケース製造業（皮革製のもの）；挿入れ製造業（皮革製のもの）

3986 漆器製造業

主として漆器製品の製造に従事する事業所をいう。

その製品の主な物は飲食用漆器、家具、及び裝飾用漆器等である。

3987 ランプ傘製造業

主としてランプの傘の製造に従事する事業所をいう。

但し、ガラス製のものは中分類32—ガラス及び土石製品製造業に、金屬製のものは中分類34—金屬製品製造業（機械及び車輛を除く）に分類される。

○ランプ傘製造業（ガラス製、金屬製以外のもの）

3988 葬儀用品製造業

主として木、又は他の材料（コンクリート製品、中分類32を除く）から棺類及び葬儀関係用具の製造を行う事業所をいう。その主な製品は棺、及び棺の回送箱、葬式裝飾品、死骸用衣服、手袋、スリツパー、死骸保存用品、その他の小物、である。

○棺桶製造業；葬具製造業

3991 美容院及び床屋の備品製造業

主として美容院、床屋等の装置及び備品等の特殊用具の製造に従事する事業所をいう。

○パーマメント機械器具製造業；ヘヤードライヤ製造業；理容業用椅子製造業

3992 毛皮の裝飾及び染色業

中分類29—その他の製造業

主として毛皮の調成仕上げ、漂白、染色、装飾等に従事する事業所をいう。

○毛皮製造業；毛皮染色整理業

3993 看板、廣告、標識機製造業

主として看板、廣告、及び標識機（電氣的、機械的なものを含む）の製造に従事する事業所をいう。

ネオンサイン、廣告用新案品も本分類中に含まれる。

○廣告装置製造業；標識機製造業；ネオンサイン製造業；看板製造業（個人の註文によらないもの）

3994 カツラ製造業

主として人間の毛髪（但し、動物の毛及び繊維等で造る場合も含む）から、カツラ類の製造に従事する事業所をいう。

人形の頭髪を作る場合も本分類中に含まれる。

○かもし製造業；かつら製造業

3995 洋傘、雨傘、日傘及び杖製造業

主として雨傘、日傘、杖、及びその把手その他の部分品、貴金屬以外の装飾品の製造に従事する事業所をいう。

○傘及び部分品製造業；洋傘及び部分品製造業；杖及び部分品製造業（貴金屬を除く）；日傘及び部分品製造業

3996 團扇、扇子及び提灯製造業

主として團扇、扇子、提灯の製造に従事する事業所をいう。

○扇子、扇子骨製造業；提灯及び部分品製造業；團扇及び團扇骨製造業

3997 タバコパイプ及びキセル製造業

使用材料のいかんを問わず、主として煙草パイプ、キセルの製造に従事する事業所をいう。

○煙草パイプ製造業；キセル製造業

×羅苧直し業

8998 モデル及び模型製造業（紙製を除く）

主として、各種の材料で作られたモデル、模倣型（紙製「中分類26」及び靴型「中分類24」を除く）の製造に従事する事業所をいう。

○模型製造業（紙製を除く）；模倣型製造業（紙製を除く）

×模型製造業（紙製のもの）；靴型製造業

3999 他に分類されない、その他の製品製造業

主として他のいずれにも分類されない各種製品の製造に、従事する事業所をいう。

中分類33—その他の製造業

その主なる製品はバッヂ、徽章、識別板その他の各種小間物等である。

○バッヂ製造業；徽章製造業；押繪製造業；廣告幕製造業；荷札製造業；際物製造業